第一事業部 30 年度の省察

[1] 第一事業部

(1) 事故などの対応について

- ①車両事故については
- ・通所介護や短期入所生活介護、訪問介護事業など業務中に車両を運転する職員 に対して睡眠時無呼吸症候群のチェックを実施した。2名が車両使用不可となった。
 - ・車内カメラの設置は、10月までに苦情などは確認できなかったため保留する。
- ・車両管理においては、なつあけ及び、ひろの里は車両の不具合について車両責任者を決めたが、実質的な役割を果たせていない。
- ・ひろの里にはドライブレコーダの設置準備をしているが設置に至っていない。 ②施設内事故について
- ・ひろの里では、事故や苦情に対しても隠ぺい体質や対応に問題があり、湯浅町などの監督官庁から施設長、リーダーに対し厳しく是正を求められた。両者ともルール等、決められた内容を履行する認識がなく。報告書なども協議会や対策室から両者に書類作成を求めたが、遅々として進まなかった。
- ・運営管理ソフトを導入したが不適正に運用し過誤請求が発生した。また介護保 険必要書類も同様であったことから、実地指導などの結果も踏まえて管理者や権 限者の変更を行う。(2018年8月中旬~2019年3月末迄)
- ③災害時について

台風の影響で施設インフラが稼働しない状況になり、上下水道、電気など数日間 停止した。倉庫も使用不可となった為、約 100 万円が保険で承認された。

(2) 利用者の自律ついて

管理者や権限者らは、30 年度の殆どは、過誤請求や改善報告書、苦情、変更届などに多くの時間を費やしたことから、利用者が主体的になったレクリエーションなどは行っていない。30 年度 2 月以降の新しい管理者の下で取り組んでいく。また施設長や管理者などが怠っていた書類整備などに時間を費やしていたため、サービス状況が把握できていないことから、事業部全体の自律へ向けたサービスの低下がみられる。

(3) 品質向上や機械化について

- ①ソフトについて
- ・ひろの里には過誤請求などをチェックするためにソフトを導入したが、ソフト 導入時の使用方法指導後に使用方法を、請求書関連のみで使用したことから、請求 が連絡帳や実施記録とかけ離れた記録、介護保険の内容を理解していないことか ら、実施者が不適切な職員で実施していた記録(本来の実施者は算定要件通りであ

るが、実施記録と実施者の名前が異なるため)で過誤請求となった。また、実施しているサービスが記録漏れから実施していない実績となっていたことを、ケアマネから「利用回数がおかしい」と指摘されたときに独断で「実施していないことでよい」と事実上の値引きなどをしていた。

・なつあけは申し送りのあり方を検討しているが、施設長が情報に対しての伝達に対して意識がなく、職員から「施設長から話が降りてこない」「施設長に行っているが対応がない」など苦情が多々ある。

②機械化について

- ・厚生労働省や経済産業省などが補助対象としている。公益財団法人テクノエイ ド協会から専門職によるアドバイス支援事業に参加し、見守りシステムの実施機 関として、なつあけが選定され専門職によるアドバイス事業を行った。
- ・なつあけが導入した投薬ソフトは購入(30年11月)から導入まで時間がかかり、施設長自身の問題、施設長と現場(介護・看護)との導入目的の乖離から、時間がかかり効果判定が30年度内にできていない。

(4) 在宅支援サービスの検討

- ①介護保険改正に対し、混合サービスを実験的に行った結果、利用者数が少ないな がら利用者の季節的な要望があることが分かった。
- ②目標の男性職員ができることと女性職員ができることを分類には至っていない。 引き続き外出支援や多機能型拠点などを含めた内容を検討した。

(5) 共生サービスの検討

昨年度と同じ「地域包括ケア強化法」の観点から、福祉に携わる人材に限りがある中で、人材を活用しながら適切にサービス提供を行い、障がい者などが 65 歳になっても使い慣れた事業所においてサービスを利用できるようにする観点から「共生サービス」が創設された。このことから訪問介護、通所介護、短期入所の各事業所においては情勢および状況に鑑み申請などの検討を行った。

(6) 社会貢献事業

社会福祉法人は制度改革では社会福祉法第24条第2項で「社会福祉法人は社会福祉事業及26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とするものに対して、無料または低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない」とあることから障がい者施設や支援学校など訪問し意見交換を行った。

[2] 介護保険対策室

(1) 2018 年度内部監査の実施について

当該施設構成員の点検参加により、なつあけ特養 81%、短期 73%、居宅 92%、ひ

ろの里デイ30%、短期、訪問83%と、29年度結果より充足率が向上していることから、サブリーダー以上の参画が施設サービス計画書等への認識を向上させていることが考えられる。

(2) 介護計画の整合性の確認及び内容の向上について

ケアプランとアセスメントを含む各種介護計画との整合性等について確認を行ってきた。一部の事業所については、計画書等自体が未だ存在していないものがあることから、継続的に確認・検査が必要と思われる。

(3) 対策室構成員の配置の見直しについて

対策室構成員としてなつあけの里より 2 名、ひろの里より 1 名、空より 1 名の体制で開始したが、一部事業所における構成員の退職および異動、またその後の構成員の人員補充について現場業務が立ち行かないことから補充を保留していた。平成 30 年 8 月以降は構成員 4 名体制で対応している。

(4) 研修基本テキストの見直しについて

30年6月までに終了している。

(5) 各種研修(新人研修、グレード研修)の構成員による実施について

一年間のスケジュールを作成し実施している。事業計画に沿って事業を展開し実 地指導等の結果をみても、介護保険・老人福祉法など関係法令に理解が乏しいことが 挙げられる。必要書類(個別計画書、アセスメントなど)、人員配置、人員基準、設 備基準等に関する理解が低く、実地指導等に指摘された。各種試験等の結果からは、 認知症に関する知識理解が不足している。

[3] ひろの里訪問介護事業

(1) モニタリング(外部発信)の充実について

訪問先のモニタリングについては当該職員が作成する内容は完遂している。しか し正規職員以外の訪問先のモニタリングについて内容を高める必要がある。

(2) 介護保険制度への対応(A型)について

平成30年度では日常生活総合事業の開始などが行われたが、実際にサービス提供 等においては大きな変化は特になかった。

(3) 介護保険外サービスへの対応について

障子の張り替えや網戸の補修、屋根の一時的な補修など数件対応しているが、希望 する件数等は少数であった。

(4) 新規利用者の受け入れについて

キャパを増やすことなどを目的として、ファミリーホーム利用者へのサービス提供を、ひろの里パート職員での対応を検討したが、登録ヘルパーを増員したことにより、ひろの里パート職に訪問を振り分けることは、既存ヘルパーの労働時間が減少

すると考えられたことから、実現には至っていない。

(5) 事故苦情について

1月30日の苦情については利用者家族よりよく室内の清掃について泡が残っていたとの苦情であった。以後支援終了後に家族が在宅の場合は、家族に終了確認してもらうこととしたが、2月4日家族より終了確認はしなくてよい、との話があった。

事故苦情	4 月	5 月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12月	1月	2月	3月	計
2017 年度													
(ア)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(イ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(ウ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(エ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(オ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事故苦情	4 月	5 月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12月	1月	2月	3月	計
2018 年度													
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(6) 残業について

登録ヘルパーが勤務できない土曜日の1件のみ、職員が対応していることから毎月4~5時間程度の残業が発生している。

残業	4 月	5 月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
2017 年度	4	4	4	8	5	7	4	4	4	5	4	4	57
2018 年度	5	4	4	4	4	5	4	4	3	1	4	4	49

[4] 通所事業·短期入所生活介護事業

(1) 混合解消について

通所介護事業と短期入所生活介護事業の混合解消の実施は2018年8月実地指導の際に通所事業に携わる職員と短期入所事業に携わる各事業の職員の時間配置を行うにとどまっている。

(2) 介護ソフト導入について

介護ソフトの導入については、以前、使用していた請求ソフトのゆうケアは請求ソフトとなり、日々の記録やバイタルなどを紙媒体に記録すると言いう不要な時間を

掛けていた、ため、介護ソフトのほのぼのを導入した。導入した結果バイタルなどの 記入は電子化ができたが、使用方法を理解しないまま使用し、職員に実用化を進めて しまった為、過誤請求をしてしまう結果となった。

(3) 送迎時の負担及び事故防止、介護ロボット導入検討について

バリアフリー展にて階段昇降用する車いすメーカーの説明を受けたが、介護用ロボットとして認められていないため、導入には至らなかった。

(4) レクリエーションの充実について

計画はしたが展示を行うことのできるような作品を作ることができなかった。2ヶ月ごとに担当者を変更し各担当者で作成するものを企画、立案、出来るように実施はしたが、適切な指導を怠った為、2ヶ月ごとに月の作品を作ってしまう結果となった。

(5) 営業計画について

有田郡市や和歌山市など、居宅に対し営業を行う予定であったが、現状は、時間がある時に回ればと言う甘い考えにより、利用者が減少している。

通所登録者数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
2017年度	87	87	89	84	82	82	81	73	74	78	70	72	959
2018年度	74	71	70	70	66	66	68	62	63	63	62	62	797
短期提供数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
2017年度	635	707	589	748	728	609	711	697	725	752	587	621	8109
2018年度	652	653	651	630	707	645	722	710	707	645	570	590	7882

(6) 事故苦情について

①2017 年 10 月トイレを使用中、介助バーのロックが壊れておりもたれ掛かった に、転倒し骨折し入院となる。介助バーの修繕を行った。

②2018 年 5 月ホタルの夕べに参加時、一般客と利用者が接触、職員が抱え転倒には至らなかったが職員が抱えた際に肋骨を骨折となる。

③2018 年 6 月同一の利用者が居室内で事故にてポータブルトイレを使用時、転倒 し坐骨・恥骨を骨折。ナースコールの使用を促した。

④2018年12月送迎時、利用者の上衣を職員が引っ張り転倒、左大腿骨骨折となる。 当該職員に対し送迎時の声かけや介助方法について指導を2週間行った。また他の 職員に対し説明や同じ事故を発生させない為にも勉強会を実施している。

⑤事故処理の遅さに対しての苦情、予定の追加や変更に対しての処理が適切でなく、送迎が実施されていないと言う苦情がある。施設に直接連絡をもらい、追加、変更、キャンセルなどは伝言メモへ記入などのルールを周知した。

通所事故苦情 2017年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	4
2	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	3
3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通所事故苦情 2018年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1)	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	1	0	4
2	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	3
3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
短期事故苦情 2017年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1	0	0	1	3	0	1	0	2	1	1	0	1	10
2	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	3
3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
短期事故苦情 2018年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1	0	0	2	1	1	1	1	1	1	1	2	1	12
2	1	1	1	3	2	2	0	2	4	0	1	1	18
3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
(5)	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2

(7) 残業時間削減

残業については2018年2月より通所、短期の管理者を変更し仕事の分担を実施した。

3	残業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	2017年度	106	103	97	97	115	107	223	116	115	113	116	125	1433
	2018年度	149	142	168	144	124	112	84	83	66	60	96	75	1303

2018年8月7日に通所介護事業、短期入所生活介護事業を対象とした実地指導があり、各種必要書類が揃っておらず実地指導当日まで適切な受け答えや必要書類を調査員に提出することができない状態であった。また、事業計画にも挙げていた介護ソフト(ほのぼの)の導入を前年度6月に実施されたが、当時、管理者(島津)やリーダー(中尾)がソフトの使用方法を事業計画も内容とは違う、以前の請求ソフト(ゆうケア)の同じ使用方法で使用し、個別機能訓練加算、運動器機能向上加算の過誤請求となった。ひろの里の事故苦情については、新たな事故や苦情が発生しており、今後、事故、苦情をなくし、利用者や家族、居宅介護支援専門員の信頼回復に努める必要がある。

[5] なつあけ

(1) サービスと質の向上について

ユニットケアに関する各研修や接遇、虐待等の研修には参加しており、職員のユニットケアに対する意識は変わってきており、24hシートや生活の質向上シートの作成も定着し、内容も改善されてきており、反映・活用もされるようになってきている。しかし、不適切介護(一定時間の介護放棄や認知症のある入居者様への暴言)等、職員の不適切な対応も散見されており、引き続き、助言・指導は必要な状態である。また、運動・イベントについては、少ない職員数でも実施しているが、まだまだ十分には行えてはいない。

(2) ショートステイ利用者数について

目標としていた8割の利用率を実現出来ているが、ロングショートの方が大半で、定期利用者は、まだまだ少ない。

(3) 購入備品について

年末に服薬管理ソフトを導入したが、実装に時間をかけ効果判定は出来ていない。

(4) 入居者数について

平成31年3月19日現在で今年度の新規入所者は44名であるが、退所者も44名で 同数となっている。看取りが近い状態の方が入所され、在所期間が短い為、退所者が多 くなってしまう傾向は昨年度と変わっていない。その為、居宅事業所への営業を増やし ているが、まだ病院からの入所者の方も多い。

(5) 入退職者について

平成30年度は5日で連絡の付かなくなった新人職員1名以外の退職者はなく、正職員5名、夜勤パート2名を増員することが出来、1月から夜勤職員5名体制で対応することが出来ている。2019年度は4月からは、現在の減算状態を通常の請求に戻し、夜勤配置加算も算定する予定である。

(6) 居宅事業所について

予定通り主任ケアマネ資格を取得、担当利用者数もほぼ予定通りである。

(7) 事故及びヒヤリハット件数 推移

平成 29 年 度

レベ	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合
ル	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	計
1	4	3	3	0	2	2	2	2	1	1	1	0	21
2	8	7	5	16	7	8	5	5	9	5	2	1	78
3	4	4	1	3	3	3	0	0	5	2	5	0	30
4	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	3
5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	16	15	9	19	12	13	8	7	15	8	9	1	132

平成 30 年 度

レベ	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合
ル	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	計
1	0	0	1	2	1	3	3	4	6	6	3	1	30
2	0	5	3	5	3	4	5	2	5	3	2	3	40
3	3	2	2	2	1	3	0	1	1	1	2	1	19
4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3	7	6	9	5	10	8	7	13	10	7	5	90

(8) 残業時間推移

平成 29 年度

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	△ ∌l.
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	合計
時間	69	28	46	111	104	199	189	231	268	318	388	331	2282

平成 30 年度

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	∧ ∌I.
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	合計
時 間	330	329	505	396	415	417	238	140	169	350	300	356	3945

2019 年度第一事業部事業計画

[1] 第一事業部事業計画

法人目的

老化によって障害を持たれた方に対し人として最後まで幸せな人生を送っていただく為の生活支援サービス。

第一事業部目的

自律支援(待てる介護)

- 1 社会福祉事業の担い手として利用者等が地域社会で自律した日常生活を営むことを目的とする。
- 2 介護保険事業に於ける各事業の品質及び評価できる体制作りサービスの画一化を図ることで機械化及び外国人労働者等を受け入れる準備(29年より継続)
- 3 在宅支援サービスの検討(29 年より継続)
- 4 第一事業部に関わる介護保険・雇用関係などの法令コンプライアンスを重視した体制作 り (29 年より継続)
- 5 共生サービスと社会福祉法人としての地域とのかかわり方の検討

目標

- (1) 利用者の自律について
 - ①マニュアルの変更
 - ②事故や苦情に対しての予防策及び対応
 - ③インフラなど災害に対する改善
- (2) 第一事業部優秀職員の創設
- (3) 品質向上や機械化の検討
- (4) コンプライアンス重視の組織つくりの検討
- (5) 共生サービス・社会貢献事業の検討

具体的内容

- (1) 利用者の自律について
 - ①既存マニュアルの変更
 - ・第一事業部では、技術系のマニュアルや感染予防マニュアル等の他に新人研修マニュアルや各役職に応じたマニュアルがある。技術系等のマニュアルは図式が少なく理解しにくいことから、新人研修マニュアルと同時並行的に変更を行う(1年:対策室)。
 - ・役職等のマニュアルは協議会で変更箇所を議論し業務内容などを含め、待てる介護を基本に変更箇所の検討を行う。

②施設内事故や苦情ついて

- ・事故予防や苦情を少なくするために、必要書類等の徹底を図り、期日・内容等を改めて職員に周知する。また、内容は第一事業部に所属する職員が周知できるよう、当該事業所だけでなく他の各事業所の会議等で報告し、共有することで他事業の事故や苦情の抑止になるように取り組む(4月から)。
- ・30 年度は事故の大小に関わらず、施設長が分析や指導の指揮をとるとあったが、ひろの里では施設長としてのリスク管理や利用者の生命や財産だけでなく、事故を防ぐ発想などが乏しく職員教育にも影響したため、事業所管理者を擁立し、事故や苦情に対して迅速かつ丁寧に対応する取り組みをおこなう。

③インフラなど災害に対する改善について

昨年度の災害被害で電話や上下水道などの供給がなくなり、利用者に多大なる 迷惑をかけた。なつあけ及びひろの里で4日間断水が続いた。自家発電はあるが電 気を供給できないことから、貯水槽及び浄化槽などに外部から電気を供給できる システムを作り。なつ明けのみ上下水道のみ供給できるようにする。(7月)

(2) 第一事業部優秀職員の創設

なつあけで行っていた優秀職員は創設時の概念から逸脱し順番に職員が表彰される形になっていたため29年度に廃止した。しかし接遇面での職員レベルの向上などを考慮し、接遇委員会で接遇向上のために会議を開催し、気づきシートを作成するなどルールを決めて実施する。(1年)

(3) 品質向上や機械化について

- ①ソフトについて
- ・30 年度ひろの里ではソフトを活用に対し、職員に周知することなく請求ソフトとして利用したため過誤が発生したことから、各事業に管理者を擁立し管理業務に対しての教育をおこなう。(10 月まで)
- ・管理者などが管理業務を確立後に日報や月報の内容整備を行う。(1年)
- ②機械化について
- ・機械化及びロボット化を推進する。30 年度は必要と思われる事業所に対し、デモ機などの導入や検討を行いテクノエイド協会へのアドバイス事業など成果がみられたが、購入した機器の導入化活用に時間がかることで、職員の業務負担の改善が図れていない。31 年度は研修会の参加やロボットの活用検討をできるように取り組む。(1年)
- ・県や国のロボット推奨事業の補助金などを活用できるように準備し、対象となる機械やロボットの検討を行う。(10月まで)

(4) コンプライアンス重視の組織つくりの検討

- ①行政書類について
- 30 年度のひろの里教訓から、各事業に管理者を擁立し管理者教育を行う。また研修会や資格などを施設長ではなく管理者が行けるように配慮する。(1年)
- ②有給について

ひろの里には夏季休暇 2 日 $(7 \cdot 8 \cdot 9 \, \text{月})$ 、冬期休暇 3 日 $(12 \cdot 1 \cdot 2 \, \text{月})$ を創設。なつ明けは春休暇 3 日 $(4 \cdot 5 \cdot 6 \, \text{月})$ 、夏季休暇 3 日 (同上)、冬期休暇 4 日 (同上)の有給を職員に与え、パートには夏季休暇 2 日、冬期休暇 3 日を有給として扱う。

③同一労働同一賃金について

介護職員の業務分担を明確にし、パートタイム労働者などの基準を象徴的・主観的ではなく賃金の決定基準・ルールの違いについて職務内容・配置の変更範囲など具体的に説明できるようにする(組合と協議)

④残業について

2019 年度においては残業時間の申請を認めないようにし、権限者などが月毎の職員の労働時間を把握できるようにする。このことで36協定の範囲内で残業を行えるようにする。

(5) 共生サービス・社会貢献事業の検討

「地域包括ケア強化法」の観点から、福祉に携わる人材に限りがある中で、人材を活用しながら適切にサービス提供を行い、障がい者などが 65 歳になっても使い慣れた事業所においてサービスを利用できるようにする「共生サービス」が創設された。このことから各事業所において情勢および状況に鑑み作業所や監督官庁、支援学校などと話し合いを行い第一事業部で事業所が使用していない時間や場所を提供し無料または低額な事業を検討し実施する。(1年)

[3] 介護保険対策室

目的

介護保険対策室では、介護保険制度や行政に対するコンプライアンスを目的として、行政に対して必要な書類や、運営上必要な書類等々において充足を促すとともに、質の確保のために必要な教育、指導等を行う。また、統一した研修を行うことにより、サービスと質の理解及びその向上、スキルアップやキャリアアップを目指し、職員教育を行う。介護保険対策室の事業内容等について、各施設で構成員がスピーカーとなることに より、各施設での相乗効果によって、コンプライアンス等における業務標準を確立する。

30年度の反省点等の内容を踏まえ、内容の充実と新たな取り組みを行う。

目標

- (1) 2019 年度内部監査の実施と方法の検討
- (2) 介護計画の整合性の確認及び内容の向上
- (3) 内部監査における人員配置等体勢
- (4) 各種研修(新人研修、グレード研修)の構成員による実施
- (5) 介護保険制度に関する知識の向上
- (6) 第一事業部マニュアルの改訂

具体的内容

(1) 2019 年度内部監査の実施と方法の検討

2019 年度についても継続して当該施設構成員の参画を行い、自施設・自事業所へのコンプライアンスへの認識を向上させる。内部監査の予定については下記参照

なつあけの里短期	2019年 4月	2019年 10月						
ひろの里訪問	2019年 5月	2019年 11月						
ひろの里短期	2019年 6月	2019年 12月						
ひろの里通所	2019年7月	2019年1月						
なつあけの里特養	2019年8月	2019年2月						
なつあけの里居宅	2019年 9月	2019年3月						
※実地指導等の状況により随時変更、または追加し点検を実施する。								

(2) 介護計画の整合性の確認及び内容の向上

2019 年度の内部監査では、平成30年度以降の計画書、モニタリング等を対象に、「サービスの実施状況」、「目標と課題に対するトレース」「新たな生活課題の発見」などの項目を中心に点検を行う。

(3) 内部監査における人員配置等体勢

2019 年度は人事異動等もあったことから、ひろの里 2 名、なつあけの里 2 名、白井の計 5 名体制を確保する。また、内部監査等の点検については各事業所から 1 名の 3 名体制で点検を行う。(うち介護支援専門員有資格者 2 名体制)

(4) 各種研修 (新人研修、グレード研修) の構成員による実施

2018 年度では新人研修、グレード研修など各種研修については、対策室の構成員が一年間のスケジュールを基にローテーションなどで担当できるよう改めた。この体勢を継続しながら構成員の知識と意識の向上を行う。2019 年度の研修計画につい

ては以下の通り、

サブリーダー 6 月 16 日~8 月 15 日

リーダー 8月16日~10月15日

11月16日~32年4月15日 6日程×各4日間、計24日間 一般職員

新人 随時対応 2日程×各3日間、計6日間

2日程×各2日間、計4日間

各3日間×随時対応

(5) 介護保険制度に関する知識の向上

2018 年度内容にもあるように、利用者に関する書類の整備や、人員基準人員配置 に関する書類の不備等が実地指導の際に指摘されている。これらを踏まえ、介護保険 制度における「運営および人員、設備に関する基準」等を基に、介護保険サービス事 業所における介護保険制度上の本来あるべき姿への理解を深めるため、グレード研 修の内容に追加する。

(6) 第一事業部マニュアルの改訂

第一事業部マニュアルは、なつあけの里ささゆり苑開設時に施行されたものであ る。また、なつあけの里以外の事業所にも適用を図るため、一部の文言等を変更して きているが、職責や内容等については、現在の内容と差異が出るなど、実態と乖離す る部分が発生しつつある状況である。このことから、介護保険制度における業務やコ ンプライアンス、第一事業部の方針である自立支援を基本とし、利用者へのサービス 提供とがより充実されるための各役職者に求める内容や職責、目的や目標を第一事 業部内で検討を行い、2020年度開始時に適用が可能となるよう見直しを行う。

予定:2019年4月~2020年3月

[4] ひろの里

ひろの里訪問介護事業

目的

利用者の生活に密着して提供するサービスである訪問介護では、在宅生活の継続が はかれる支援を提供していくことを目的とする。きたば会の理念である、いやし安らぎ、 安全安心、健康長寿を提供し、日常生活における新たな生活課題を発見し、介護保険制 度内外へのサービスを模索しながら、対応していくことで安全に安心して在宅生活を 維持することができる生活環境の整備や環境づくり、自立支援のサービスを検討、提案 していく。

日常生活総合事業については、実施主体である広川町、湯浅町が今後周辺市町村の動 向を踏まえ総合事業等のサービスの展開が行われていくと予測される。これらの動向 に対する情報収集を行いつつ、制度等変化があれば対応し、制度外で対応できるサービ スなどについても継続して検討をおこなう。また、2019 年度より広川町では個別ケア 会議が設置されることから、要請があればこれらの会議に対応していく。

目標

- (1) モニタリング (外部発信) の充実
- (2) 2019 年度介護保険制度への対応 (A型)
- (3) 介護保険外サービスへの対応
- (4) 事故・苦情予防

具体的内容

(1) モニタリング(外部発信)の充実

30 年度では常勤の訪問介護員の担当する利用者についてのモニタリングを当該職員が作成するようにしたことで、より実際の状況に即したモニタリング内容に変更することが出来た。2019 年度では非常勤職員についてもこれに対応していけるよう検討する。

- ①4月~ 登録ヘルパー用モニタリングシートを作成。
- ②6月~ それをもとにミーティングを行う
- ③6月~ 別紙シートとミーティングの内容をもとにモニタリングを作成する。
- ④7月~ モニタリングを送付する

(2) 介護予防日常生活総合事業への対応

市町村の動向を観察しながらにはなるが、緩和された基準のサービスである A型サービスが開始されれば、これに対応し実施していく。

(3) 介護保険外サービスへの対応

30 年度についても、少数ではあるが制度外サービス(網戸張替え、障子張替えなど)に対応した。2019 年度についてはモニタリングの強化も検討していることから、特に独居利用者で家族の協力を得られない利用者については、情報収集を強化し保険外サービスとして対応可能であることを利用者、ケアマネ等に伝え、これらのサービスの需要や内容について調査する。

(4) 事故・苦情予防について

①職員教育

苦情予防のため介護保険法、日常生活総合事業など訪問介護や訪問型サービスに 対する理解を深めるため、3ヶ月に一回程度勉強会を実施する。

予定:5月、8月、11月、2月

予定内容:介護保険制度、訪問介護、コンプライアンス

通所介護事業·短期入所生活介護事業

目的

在宅複合型施設ひろの里では、きたば会の理念である、いやし安らぎ、安全安心、健康長寿の三つの理念を追求する。居宅サービス事業所では、本人の能力へのアプローチと、家族介護者へのアプローチが重要となることから、利用者に対しては、本人の現在の機能を維持、向上するため個別機能訓練等を提供する。家族に対してはモニタリングを通じして情報発信をする体制を構築する。これらを提供するため、職員がより知識を深めサービスの適正化を図る。また、自宅での生活課題や関係性にも目を向け、利用者の持つ課題に対し関係各所と共有し解決に導く、介護保険制度の事業所としての本来あるべき姿と役割を目指し、情報の正確性と共有力を高める。

利用者自身が目標を持ち、意欲的で一日も長い在宅生活を送ることができるよう、 職員教育、コンプライアンス、サービスの適正化、満足度の向上に取り組みより多く の利用者の満足度を高めることで新規利用者獲得につなげる。

目標

- (1) 通所事業・短期入所生活介護事業、書類遅延解消(通所・短期)
- (2) 利用者の情報収集、職員とのかかわり方(通所・短期)
- (3) 事故・苦情に対しての早期対応(通所・短期)
- (4) 営業計画(通所・短期)
- (5) ひろの里各所、修繕・車両購入(通所・短期)
- (6) 研修への参加促進(通所・短期)
- (7) モニタリング (短期)
- (8) 個別機能訓練、運動機能向上計画見直し(通所)

具体的内容

(1) 通所事業・短期入所生活介護事業、書類遅延解消(通所・短期)

通所介護計画や個別機能訓練計画、運動機能向上計画、施設サービス計画書等の書類が作成されておらず、利用者に対し計画がなくサービスを実施していたため、2019 年度では利用者個々の計画書を作成とファイリングを改める。

(2) 利用者の情報収集、職員とのかかわり方(通所・短期)

実地指導や書類作成、苦情対応等を後追いで書類作成をしてしまい、ホールにて利用者の対応を実施していないため、利用者の変化や気付きを把握しておらず、家族や

居宅介護支援専門員に対し情報共有ができていない状態であるため、施設長がホールにて職員と関わり利用者の変化や気付いたことを各管理者や職員と情報共有を行い、家族や居宅事業所を訪問する際に情報提供を行うことで安心、安全に利用者が施設利用を実施できるように情報共有を行う。

(3) 事故・苦情に対しての早期対応(通所・短期)

事故が発生した際の対応方法についての取り決めを、各管理者や職員と共有し、適切に行動できるようにする。また、対応後、当該利用者や家族との連絡をこまめに取り、家族との関係を保ち、誠意をもって対応するように心がける。

(4) 営業計画(通所・短期)

現在は居宅支援事業所に営業に行っておらず、通所介護事業、短期入所事業共に利用者が減少している状況である為、上記(2)で利用者について気付いた情報を基に各居宅介護支援専門員との情報共有を密に取ると共に居宅事業所を訪問し直接話を行うことにより、信頼関係の回復を行う。また、既存のサービスの提供やイベントなどの情報発信を行う。目標:毎月体験者数8名 獲得:毎月4名

(5) 設備修繕・備品購入(通所・短期)

- ・現在、業務で使用している送迎車両のハイエースの入れ替えを希望する。
- リフトに搭載されている車いすを後退防止ワイヤー巻き取り不調。
- モーター交換、ワイヤー交換、ドア取り換え、150,00025 万キロを走行しているため タイミングベルトの交換時期を迎える。 車検 31 年 6 月 150,000
- ・ホール内のフロアカーペットの表面が破れ、空気が入り、徐々に広がってきており 転倒につながる危険性があるためフロアカーペットの張り替えの検討をする。
- ・現在施設内に設置しているカメラの不調により新たなカメラの入れ替えを検討する。現状、防犯対策や事故発生時に事故状況を確認しているが映像が荒く詳細が判断できない状態である。また、接続が切れているカメラ等もあることから防犯対策や事故状況を判断する役目が果たせていないため調整もしくは、入れ替えを検討する。

(6) 研修への参加促進(通所・短期)

施設長から一般職員までが、自己の能力・知識・技能向上の為、研修への参加を促す。 各職員に対し必要と思われる研修へ施設長や各管理者より指定し参加させスキルアップを行う。また、職員が自己にて興味のある研修に参加できるような仕組みを作る。 上記内容を実施し、既存のサービス提供をする際や新たなサービスを展開する際に 各職員のスキルをサービスに活かし、利用者に楽しみのあるサービスを提供する。 職員の研修参加目標回数としては、一年間に3回の参加を目標とする。

(7) モニタリング (短期)

現在、短期入所事業では利用者のサービス利用実績を返すだけに留まっている。 2019 年度では新たに短期入所事業のモニタリングの作成を行う。また、モニタリン グの内容は利用者が家族と共に在宅生活を過ごすうえで家族が利用者についての対応、 各症状についての支援方法や介助方法をモニタリングに含め、自宅での在宅生活の継 続ができるための情報発信や家族の負担軽減のためのモニタリング作成に取り組む。

(8) 個別機能訓練、運動機能向上計画見直し(通所)

2019 年度よりは各利用者の身体状況に合わせた運動計画はもちろんのこと、在宅で家族が困っていること等を取り入れた運動計画の作成を行い利用者本人の負担や家族の負担の軽減にも取り組みを検討する。

[4] なつあけの里ささゆり苑

目的

きたば会の理念を基に、職員が利用者の自立に向けた個別援助に取り組める環境づくりとして、職員教育、職員の負担軽減、残業時間の削減等の取り組みを行い、ユニット型特養としての特性を活かして、利用者個々の意思及び人権を尊重し、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立した日常生活を営むことができる施設を目指す事で、入居者の長期利用・新規入居者の確保に繋げる。

目標

- (1) 利用者の自立支援について
- (2)介護ロボット機器の導入(夜勤職員配置加算の算定)
- (3)居宅事業所について
- (4) LED 照明への切り替えについて
- (5) 地域貢献について
- (6)事故予防について
- (7) 残業時間について
- (8) サービスと質の向上について
- (9)特養入居者数について
- (10) 短期入所について

具体的内容

(1) 利用者の自立支援について

施設利用者への対応で、利用者相互の社会的関係・自立的な生活を支援するという観点から、利用者が本来出来ることまでも職員がしてしまう傾向(時間が掛かることは待たずに職員がしてしまう)にあり、自立を支援していくことで利用者の健康長寿にも繋がっていくことを理解してもらえるよう職員の意識付けを行う必要がある。

利用者・家族・ケアマネ等の満足度、職員に働き甲斐を感じてもらう為にも、積極的に研修への参加を促し意識を変えていく必要がある。また、毎月のユニット会議や各グループの目標に於いても自立支援の視点を持って支援していく。

(2)介護ロボット機器の導入(夜勤職員配置加算の算定)

・ネオスケアカメラの追加

施設全居室にネオスケアの回線を通すことで、本館に於いても利用者の危険をいち早く察知し事故予防に繋げ、入居者様・家族様・ケアマネにも安心していただける施設にしていく。

同時にネオスケアのカメラも5台追加し、夜勤職員配置加算の算定をしていく。

・移乗用の移動式リフトの導入

昨年度、デモ器をレンタルしたが、ベッドの種類によっては使用できない物があることや、リフトを使用することで移乗に際する時間が掛かることから導入には至らなかったが、再度、別会社からもデモ器をレンタルし、導入を検討したい。利用者の転倒や剥離の予防に繋げる事ができ、女性職員の割合も増えていることから介護負担の軽減も図る。

(3)居宅事業所について

H30年度、担当利用者は35名程(予防10名、介護25名)で推移しており、ほぼ計画通りであるが、2019年度も同等以上の利用者を確保し、引き続き、連携をとりショート、特養入居の受け入れを確保していく。

(4) LED 照明への切り替えについて

現在の照明器具(400 本程)を LED 電球に切り替える必要があり、見積りを 1 社から とったところ 500 万円程の概算となっている。 LED に切り替える事で年間 90 万円程の 電気代を削減できる為、他社からも見積りをとり、切り替えを進めていく。

(5)地域貢献について

広川町にある、たちばな支援学校と連携を図りながら障害者に対する理解・交流を深め、地域社会へ貢献出来る事を検討していく。

(6)事故予防について

平成29年度に比べれば、事故件数は減少傾向にあるが、まだまだ防げた事故も多いと感じている。事故によって改善点に気付いた事象もあり、ひとつひとつの事故から分析・改善していくことの大切さを施設全体で再確認していく必要がある。

服薬管理ソフトの活用と服薬に関する業務の標準化を行い、2019 年度は誤薬ゼロを目指す。また、ひろの里での事故の件を教訓にして、なつあけの里で同様の事故・事故対応を起こさないように周知し、互いの施設での事故に関する情報の共有をしていく。

(7)残業時間について

本年度は職員数の増えた残業時間は 10 月から減ってきていたが、1 月から夜勤職員 5 名体制になり各グループの日勤帯が早出と遅出の2名となる日が月の半数以上となり、9時~1 1 時の間に夜勤者が1時間残り、遅出が1時間早く出勤する日が多くなっている為、日勤帯の残業が増えている。夜勤勤務者が増えた分、日中の仕事で夜勤時間にまわし業務の整理を引き続きしていく必要がある。

平成 30 年度の予定では各グループに 10~11 人を確保する予定であったが、各グループ 9 名に留まっており、各グループにもう 1 名ずつ職員を配置できると、日中の見守り・送迎・イベント等が無理なく行えるようになり残業時間もほぼ不必要になる為、引き続き職員募集をかけていく。平成 31 年 4 月職員の採用もあり、事業所全体で 46 名の職員数になる予定で残業時間は大幅に減らせるが、今後、職員数に注意しながら採用をすすめる。

(8)サービスと質の向上について

施設運営上必要な研修やユニットケア・接遇・虐待等に関する研修には参加しているが、 今年度は更に参加を促し、多角的に入居者の満足を高められるようにしていく。同時に職 員の知識・技術の向上を図り、やりがいや満足度も高めていくことで、施設に対する評価 を高めていく。

24 h シートや生活の質向上シートの作成は定着しており、内容を更に充実させケアプランからも入居者の自立的な生活を実現させる。

H30 年度は施設内での不適切な介護が問題になった為、2019年度は、不適切介護に特に重点を置き、研修や管理者の助言、職員間での協力などによって、不適切な介護を無くす。

(9)特養入居者数について

H30年度3月19日現在で新規入所者は44名であるが、退所者も同数となっている。看取りが近い状態の方が入所され退所者が多い状態は昨年度と変わっていない。その為、居宅事業所への営業を増やし、新規居宅からの入所者も増えてきている。

引き続き範囲を拡げながら営業活動を続けていき、同時に入所後のケア体制の質も高

め、在所期間を長くしていけるようにしていく。

現在の状況で特養を満床にするには、新規入所者を 15 名程確保したいが、3 月中旬で 入所検討中の方は8名となっており、退所者数を考慮しても5 月中には満床にしたい。 その為に、4 月、5 月は営業活動に重点を置いて新規入居者 15 名を目指し、6 月には待機 者を確保できるようにする。

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	∆ ∌l.
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	合計
新規入所	1	3	5	5	3	2	1	3	9	4	4	4	44
退所者	2	4	1	2	3	4	10	3	3	3	7	2	44
月末在所者	68	67	71	74	74	73	63	63	69	70	68	70	

(10) 短期入所について

H30 年度は特養の空床を利用してロングショートの利用者や急な新規の利用者を多く受け入れることが出来、迅速な対応もケアマネには喜んでいただく事が出来ているが、今後、特養が満床になった後でも新規でショートステイを利用していただく為には、利用者・ケアマネ・利用者家族の満足度を上げて評価を高めていくことが10床の限られた居室数の中で高い利用率を保ち続けるうえで必要となってくる。

自立支援やサービスと質の向上といった目標とも絡めつつ、ケアマネとの連携を密に 図り今年度も8割以上の利用率を目標とする。

31年度第二業部事業計画

通所介護事業 デイサービスセンター空

平成 30 年度省察

イベント管理に関しては、まず不完全な計画であったが、大きなトラブルなく実行でき たが、反省し、それを改善し活かすための書面にまでに至らなかった。その PDCA が機 能するためのそもそもの基盤が、職員の意識の問題や人事異動等、仕組みの構築ができて

いなかった。 既存のサービス強化及び新規サービスの構築に関しては、

従来の既存のサービス------

初代施設長がタイまで行ってきてタイ古式マッサージを学んだ本物を、薄暗いしきりの ある個別にコミュニケーション対応できるような空間を演出し、爪切りややすりサービス を無料実施出来ていた。

現在の既存のサービスの現状------

タイ古式マッサージと新しいスタッフにより、途中から柔道整復師の資格をお持ちの方 がスタッフを教育され、自己流マッサージになりつつある。職員の差もでており、部屋を 明るくし2人から7人の対応しています。

従来の既存のサービス------

・エステティシャンの資格を持った人が、一人ひとりの肌の状態をみてマッサージをし て、化粧をしたり、日焼け止めを塗ったり、顔そりを実施していた。

現在の既存のサービスの現状------

資格をもっていないものが、平等に顔のマッサージを行っている。-----------------

パン作りに関しては、新規サービスを担当する予定だったスタッフが辞めてしまい、パ ンづくり計画は白紙に戻っています。新規サービスの構築には、職員の理解がないとなり たたないものだと考えました。そのため、今回の事業計画には、新規サービスが構築でき るよう具体的に表記します。

送迎システムについては、毎月の会議にて使用されており、会議で検証することでスピ ードや車内の振動を抑えるような運転ができるようになり、事故が減りました。しかし、 1月ぐらいから主に管理していた管理者の移動により、送迎管理よりも今の仕事に目が向 き、システムの活用が疎かになってしまった。継続して利用するにあたり、管理者がみる というかたちにしていたら移動になった場合や急な休養があった場合、機能しなくなりど うやって管理するかの課題がある。

収入に関しては、プラスにはなっておらず、まず私自身が介護保険が無知であり、介護 保険にはいろいろな縛りがある中で、介護保険が認めてくれる収入や加算を知る必要があ ります。

環境整備に関しては、厨房が12時40分まで食器洗いをお願いできるが、その後は、 スタッフが厨房に入って洗っている現状をなんとかしようとナフスの会社と交渉し、業務 や食中毒の観点からも助かるため、交渉を継続されている。

施設運営の基本方針

昨年と同様、介護保険下における介護者人福祉施設(通所介護事業)として社会福祉法人きたば会の法人理念でもある、1.健康長寿2.安全・安心・3.癒し・安らぎを基本とした利用者が望む適切な介護サービスを行い、結果的に利用者さま、家族さま、ケアマネージャーから選んでいただける施設つくりを行う。

また、介護保険改正に向け、要介護者の提供時間による減収や送迎時間が遅れる減算や一部の方がお風呂を入りたくないや運動したくないとの体調や気分の問題の解消をし、なるべくサービスを受けたくなるような声かけや健康状態や環境が必要である。

目標-----

- (1) レクの充実化→デイサービスに一番求められているもの
- (2) 既存のサービスと新たなサービスの構築→全身ケア(ハンド、フット、フェイス)
- (3) 車両管理や送迎ルートの見直し
- (4) 登録者数・介護保険、介護保険外収入の確保
- (5)環境整備

目標に対しての具体的内容-------

(1) イベント管理

PDCA サイクルとは、なにか?簡単に言えば、計画、実行、評価、改善であるが、どのような様式でやるかが重要である。プリントを準備し、気軽に企画書を作成してもらえるようプリントを何枚もすっておく、継続させるために、新しい事を積極的に受け入れる体制をとり、評価や改善もプリントをすっておく。(パソコンが苦手な職員もいるため)大きな企画をする場合は 2~3 ヶ月必要にはなってくるが、簡単にできる事は、月1回企画し、

計画書を作り、評価、改善をすることで、空が頑張っている事が認められるかと思われる。現在は、目の前の仕事をして、こういうことしたら楽しいのではないかと企画書がない状態で、考えてくださっています。頑張ったことを法人にも認められるよう書面に残すサイクルをどう作るかが課題です。

(2) 既存のサービス強化及び新規サービスの構築

社会福祉法人きたば会の3つの法人理念である【健康長寿・安全安心・癒し、やすらぎ】 を感じていただけるよう、より一層のリラクゼーションサービス充実を図る為、現在実施 している「フットケアサービス」に加え、新たに「ハンドケアサービス」も導入致します。

【ハンドケア効果】	
-----------	--

- 血流改善
- ・冷え症、神経痛などの緩和
- 癒し、リラックス効果など

【空のリラクゼーションサービス】------

- →身体の変化:足の動きにくさを 1 週間の利用中に把握することが出来、変わったことがあれば家族様に報告が出来る。
- →利用者様にとっては、従来のままでは個別ケアを大切にしてたフットに時間がとられている状態だったが、ハンドのマッサージを加える事で、話しやすいし、手ごろで、手に力が入りにくい利用者様もいらっしゃるのでその方には爪切りを実施する。
- ①フットケア
- ②ハンドケア
- ③フェイスエステ

尚、それぞれのサービスは、きめ細やかなケアサービス実施の為、週1回のサービス提供 とさせていただく。

(3) 送迎

平成30年については事故をメインとした指導に偏ってしまっている事から各職員に対し、活用方法などを改めて周知し理解した上でシステムの適切な利用につなげる為、平成30年度は、下記のように実施している。

- GPS を利用した送迎車両の待ち時間の軽減及び、配車をスムーズに行えるようにする。
- ・送迎表などの画一化を図る事で、危険ルートの回避や職員の運転の癖、事故の統計、事故 を起こしやすい場所等の管理。

送迎時間の固定が、利用者様が入ったり抜けたりで難しい。効率を求める形で送迎を組めるよう新規の利用者様にはこちらの今可能な提供時間を提示する。

男性スタッフが中心に車両を確認していましたが、女性スタッフが多くなり車に関し、定期 的な擬音や不調に気付けないことがある。すぐ報告してもらい、国体のネッツや有田の東海 に相談させてもらうかたちとする。

(4) 営業活動

外に出なくても営業できるよう、家族様や利用者様サービスを充実し、友達を呼び込んでいただけるようなレク活動(手紙を書く→寒中見舞い、絵手紙等)を実施していく。その場で楽しいレク活動でなく、利用者様自身が外に発信していきたいものを目指す。事業対象者、要支援や要介護 1・2 のしっかりした方が楽しめるデイサービスを目指す。ケアマネの報告を充実する事で問合せが増える可能性がある。

加算に関しては、まだまだ勉強不足で分からないが、とれそうな加算を検討する。

(5)環境整備

タオルの貸しサービスを少しずつ減らしていく。ここを利用者様に案内するときに、手荷物がないのをうりにしていた部分があるため、もしあればご自身のをもってきてもらうかたちにしていく。

空事業計画(対内用)

課題	現状	問題点	対策	回数
	H30年4月~2	理由		
	月			
利用者確保	定員	営業出来てい	友達をよびこん	毎回
	30名中/28名	ない。	でいただけるよ	
			うなレク活動	
職員離職率減	正社員:6名退職	送迎が苦手	相談システムが	定着するまで個
	パート:4名退職	人間関係があ	必要。	人面談し、指導
		わない。		を行う。
		事業所の移動		※間違った方向
		病気		で頑張っていな
		家庭の事情		いか確認
介保•書類未完	割り振りできて	書類の把握が	各職員に振り分	毎日
	いない	できていな	ける。5・6ペー	
		ر١ _°	ジに記載	

送迎時間長い	近場で利用され	残業に繋が	職員の勤務時間	送迎時間が長い
	ていた利用者様	る。	をシフト制にす	曜日
	が引越しをされ、	空への業務の	る。	月・水・金
	なじみのところ	圧迫	1 台導入	
	で利用を続けた	管理の徹底		
	い。			
	故障が多い。			

31 年度事業計画

サービス	目的	実施方法	費用	回数
フットケア	トータルケア	ハンドはホール	7	3 種類のサービ
フェイスエステ		で!	CHAN DESCRIPTION D	ス/週1
ハンドケア			ハンドに使用する	
(新規)			498円	
			エステ→例年通り	
			はとむぎシリーズ	
送迎システム	送迎管理	皆が活用し、送迎	送迎システムの契	毎日
の活用	事故の原因把握	出発する際、自身	約費	空の会議時、発
	配車スムーズ	で登録する。		表する。

平成31年4月1日から実施

管理されているファイル→ファイルの作成は、 事務担当

		_	
契約時	主体者		管理方法
診療情報	利用者		出来た場合パソコ
契約書(※介護↔要支援変更時)	管理者		ンで
重要事項説明書(※介護↔要支援変	管理者	N	管理する体制とす
更時)	日注日		る。
個人情報同意書	管理者		ファイリングを事
 カウ/ロ ☆ 本 テナ	ケアマネから		務担当が行い、で
被保険者証 	頂く		きていなかった

	ケアマネから 頂く 管理者		ら、管理者に報告する。
	6柱 B		
毎月	誰が主体		基本すぐにファイ
アセスメント	リーダー		リングを行う。
モニタリング(実績)	リーダー		※もしできない場
			合4日~9日に管
変更申請時や更新時	誰が主体		理者がファイリン グできていないも
担当者会議録	参加した人		のを行う。
居宅ケアプラン	ケアマネから 頂く		Wを1J プ。
ケアプランに基づき 個別援助計画書(毎回/6ヶ月)	管理者		
被保険者証	ケアマネから 頂く		
		1	
3ヶ月に1回	誰が主体		
機能訓練計画書(3ヶ月に1回)	看護師		
評価	看護師		
	_		
特変時やトラブル時の記録	リーダー		

必要書類		所要時間(毎回)	75 名分	所要時間(毎月)
診療情報	\rightarrow	もらう		
契約書			更新含む	
重要事項説明書	\rightarrow	1 時間	3件前後	3 時間→ 移動時間は含まない
個人情報同意書				
被保険者証	\rightarrow	もらう		

フェースシート	\rightarrow	もらう		
アセスメント		新規 30 分	75 件前後	約 13 時間必要
アセススプト		更新 10 分		(新規含)
モニタリング	\rightarrow	15分	75 件前後	約 19 時間必要
L_9977		1373		(送信含)
担当者会議録	\rightarrow	参加も含め 1 時間	7 件前後	約7時間必要
居宅ケアプラン	\rightarrow	もらう		
個別援助計画書		初回 1 時間	13 件前後	約7時間必要
		更新 30 分		机工品的公女
松公司以本主力可量	画書 →	初回 1 時間	19 件前後	約 10 時間必要
機能訓練計画書		更新 30 分		10 时间必要
評価	\rightarrow	10分	19 件前後	約3時間

※管理者が抜けても事務が抜けても管理できるシステムを構築できるようにする。

7月までに完成するよう上記計画立案に関する諸元(調査事項)------

未完成ファイルの調査をし、事務担当と協力しながら必要な時間を割り出し、未完成書類も含めて月に完成させる。

地域密着型介護老人福祉施設事業計画

1. 施設運営の基本方針

利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用者へのサービス提供に関する計画に基づき、在宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者さまが相互に社会的関係を築き、自律した日常生活を営めるよう支援することを基本方針とする。

社会福祉法人きたば会の法人理念でもある、1. 健康長寿 2. 安全・安心・3. 癒し・安らぎを基本とした介護サービスを提供し、利用者さま、家族さま、地域の方々の要望・期待に応えられるような施設運営を行う。

また、介護予防実践にあたり、多職種それぞれの専門性を活かし、利用者さま本人が有する能力を見極め、提供する介護サービスと質を分けて考えることで常に利用者さまの立場で日常生活を支援できる施設を目指す。

2. 目標

- (1) 利用者さまの処遇改善・ユニットケアの導入
- (2) 各種加算による介護報酬の獲得
- (3)職員教育
- (4) 余暇時間の充実
- (5) イベント企画や地域との交流(共通)

3. 目標に対しての具体的内容

(1) 入居者さまの処遇改善・ユニットケアの導入(特養・短期)(1年)

ユニットケアに関しての経験や知識がない職員が多く、従来型の一斉一律の集団を基とした介護サービス提供からの脱却を図るべく、毎年1名のユニットリーダー研修受講者を選定する。

定期的なユニットケアに関する勉強会を開催し、職員の知識の向上を図り、ユニットケア を浸透させることでより安全に、安心して暮らせる環境を作っていく。(ソフト面、ハー ド面共通)

また、利用者さまの処遇改善を図る事を目的としたユニット費 (¥5000/月) の活用方法を 各ユニットリーダーを中心に検討する。

勤務形態については各ユニットリーダーと協議し、ユニット毎に必要な勤務時間帯を算出 しユニットに応じた勤務が可能となるよう、検討する。

- (2) 各種加算による介護報酬の獲得(特養・短期)(1年)
- 3月現在、算定加算が1. 処遇改善加算(Ⅲ)2. 初期加算(入居後30日間)3. 外泊時費用

(1ヵ月6日間を限度)等であることから、職員配置や体制状況等確認し、行政機関と相談した上で算定可能な加算を検討していく。

(3) 職員教育(共通)(1年)

内部・外部研修などに参加する機会を設ける。(公募や命令含む)

外部研修参加者が受講した内容を他のユニット職員へ発信する機会を設けることで、発表者に対しては客観的な目線を養い、職員全体のスキルアップを目指す。

新人研修については、冬野の郷での統一した教育を実施する為、内容をマニュアル化する。

(4) 日常生活・余暇時間の充実(特養・短期)(1年)

介護サービス提供にあたり、食事の提供、排泄介助、入浴介助等については実施できているが余暇活動が疎かになるケースがある。

- (1) と類似した内容となるがユニットケアの特性上、入居者さまを集団ではなく個として捉え、各利用者さまの余暇時間がどの程度あるのか、日常の生活ペースはどのように過ごされているのか把握する為、24hシートを活用しながら算出し、個を対象とした余暇活動も検討していく。
- (5) イベント企画や地域との交流(特養・短期)(1年)

施設内での行事は少しずつ行っているが、職員中心とならないよう、利用者さま参加型の 企画(年次計画)を各ユニットそれぞれから発案し、PDCAサイクルで立案から評価まで実 践できる仕組みを構築する。

レクリエーション事業の一環として季節の行事など気分転換や機能訓練を目的とした定期 的な外出支援も検討していく。

地域との交流については運営推進会議などを通じて検討し、近隣地域の活動に積極的に参加する。

地域密着型特別養護老人ホーム冬野の郷通所介護事業計画

1. 施設運営の基本方針

社会福祉法人きたば会の法人理念でもある、1. 健康長寿 2. 安全・安心・3. 癒し・安らぎを基本とした介護サービスを提供し、利用者さま、家族さま、ケアマネージャー、地域の方々の要望・期待に応えられるような施設運営を行う。

理念を実践していく為に、提供するサービスを介護サービスと質に分けて考えることで常 に利用者さまの立場で考え、サービス提供を行う。

また、介護予防実践にあたり、多職種それぞれの専門性を活かし、利用者さま本人が有する能力を見極め、在宅での自立した日常生活を継続して営んでいただけるよう支援することを基本方針とする。

2. 目標

- (1) サービスの基盤作り
- (2) 送迎システムの検討
- (3)職員教育(事故・苦情予防委員会の発足)
- (4) イベント企画や地域との交流

3. 目標に対しての具体的内容

(1) サービスの基盤作り (通所) (3ヶ月・1年)

デイサービスでの介護サービスは『実施すること』が目的とならないよう質にこだわり、個を主としたサービス内容、集団を主としたサービス内容をそれぞれ発案し、利用者のニーズに幅広く対応できるよう実践していく。

機能訓練に関してはマシンなどの運動機器の選定を行う。

実施に関しては、アセスメント・興味関心チェックシートを活用し、可能な限り在宅での 自立した暮らしが継続できるよう、個々に応じた生活機能の維持・向上を目的とした具体 的な目標の設定、目標を達成する為の適切な訓練内容の提供、その他必要な助言等行う。

(2) 送迎システムの検討(通所)(1年)

送迎業務に従事した経験ある職員がほとんどなく、平成31年3月に実施された和歌山市の集団指導の内容でもあった、送迎時の速度超過や駐車禁止区域での駐車など交通違反に関する苦情が多数寄せられていることから、道路交通法に関しての指導、送迎時における注意点や緊急時の対応など指導・教育することで送迎に関する事故や苦情を未然に防ぐ。デイサービスでのサービス提供は送迎サービスから始まることから、より安全に、より快適に車両を運行していただき、業務を遂行するため、送迎システムの導入を検討する。

(3) 職員教育(1年)

内部・外部研修などに参加する機会を設ける。(公募や命令含む)

外部研修参加者が受講した内容を他の職員へ発信する機会を設けることで、発表者に対しては客観的な目線を養い、職員全体のスキルアップを目指す。

新人研修については、冬野の郷通所介護事業所での統一した教育を実施する為、内容のマニュアル化をはかる。

(4) イベント企画や地域との交流(共通)(1年)

利用者さま参加型の企画(年次計画)を発案し、PDCA サイクルで立案から評価まで実践できる仕組みを構築する。

レクリエーション事業の一環として季節の行事など気分転換や機能訓練を目的とした定期 的な外出支援も検討していく。

地域との交流については運営推進会議などを通じて検討し、近隣地域の活動に積極的に参加する。

ひろの里 アゲイン 事業計画書

1 基本方針

利用者に対して、その心身の状況、置かれている環境等に応じて、短期間で介護予防 および日常生活の改善を目指すものであり、またサービス提供終了後も地域生活のなか で継続的な機能維持を推進していくことを目指すものである。

2 今年度事業目標

- (1) 営業活動
 - ①包括からの利用者を増やす
- (2) サルコペニア測定
 - ① 「ケアピっと」+「TANO」で利用者の姿勢をチェックし、それにもとずいて、 体操、トレーニングを行う。
 - ② AGE を使って、利用者の食事面をアドバイスする。
- (3) イベントの実施
 - ① 3か月に1回の割合でイベントを実施し、利用者がマンネリ化しないよう 継続して利用して頂く。
- (4) 運動器具購入

3 事業計画

- (1) ① ⑦ 広川町のケアマネに日程を聞き許可がおりたら地域サロンに参加し紹介する。
 - ① 利用者のいない日(水曜日など)に個人宅に広告を投函する。(1回30件程度)(今回契約がもらえれば、湯浅町の個人宅にも投函する。)
 - の 広川町周辺、個人店舗にポスターを掲示してもらう。
 - (2) ① 利用者に初回・中間・最終と測定し、姿勢の変化などを画面でみてもらい 個別に応じ、地域生活のなかで継続できる体操を推進する。
 - ② 月一回、AGE で測定し、第二事業部の管理栄養士から利用者の食生活における体内老化の予防に対するアドバイスを行う。
 - (3) ① 4月 お花見(広川ダムから滝原チューリップ畑)7月 よさこい踊りかフラダンス教室かうどん作り、流しそうめん10月 カラオケ大会1月 新年会
 - (4) ① 利用者の多くが転倒リスクをかかえており、その予防のための運動器具を購入する。